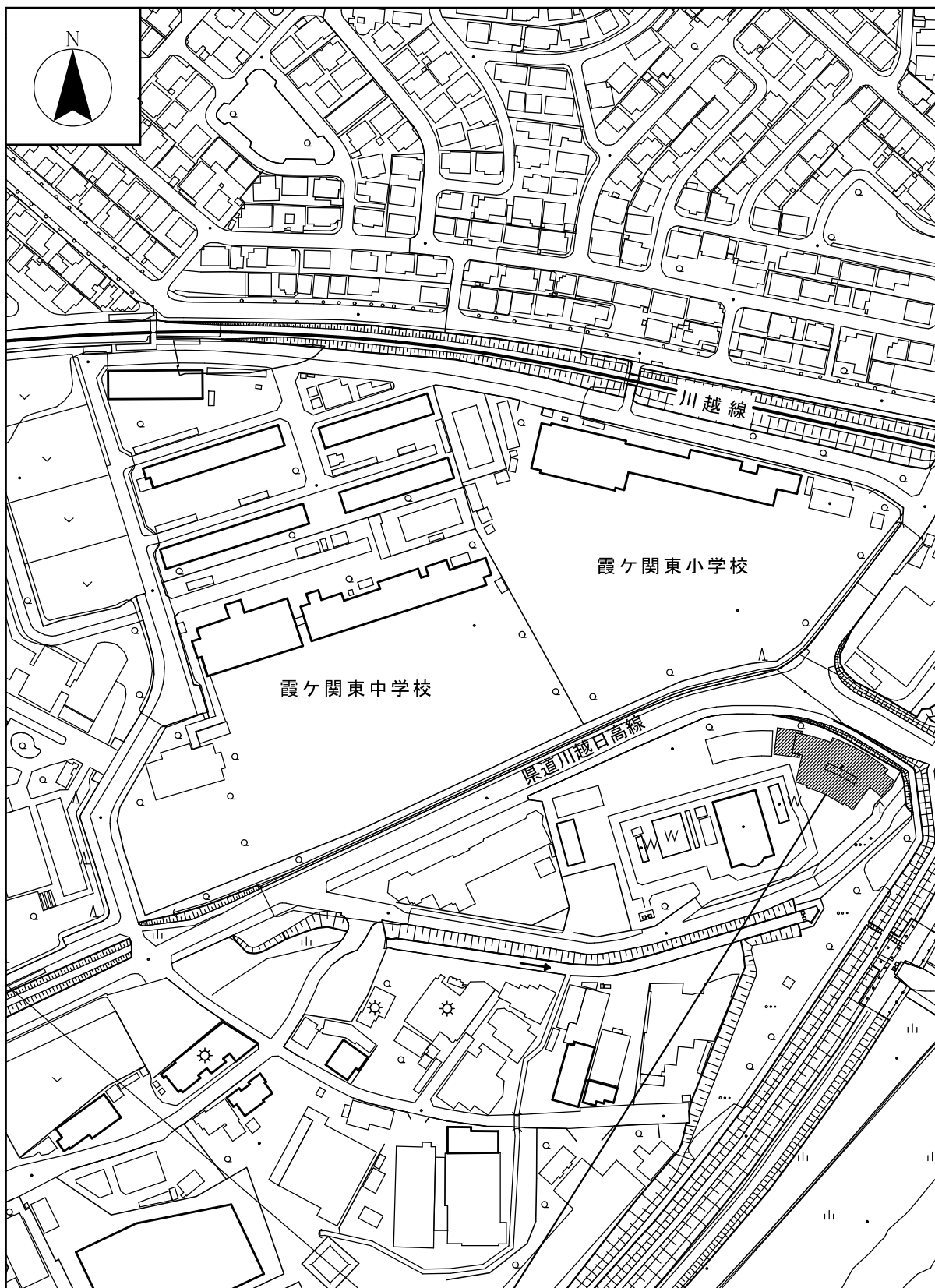


令和 7 年度 仕 様 書

委 託 名	上下水道管理センターほか2箇所清掃業務委託						
委 託 場 所	川越市大字的場2646番地1ほか2箇所						
委 託 大 要	委託大要 <table><tr><td>上下水道管理センター清掃</td><td>一式</td></tr><tr><td>月吉污水中継ポンプ場清掃</td><td>一式</td></tr><tr><td>芳野台污水中継ポンプ場清掃</td><td>一式</td></tr></table> 委託期間 契約期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで(3年間) (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)	上下水道管理センター清掃	一式	月吉污水中継ポンプ場清掃	一式	芳野台污水中継ポンプ場清掃	一式
上下水道管理センター清掃	一式						
月吉污水中継ポンプ場清掃	一式						
芳野台污水中継ポンプ場清掃	一式						

案内図



上下水道管理センター
川越市大字的場2646番地1

案内図



月吉汚水中継ポンプ場
場所:川越市大字野田1311番地85

案内図



芳野台汚水中継ポンプ場
場所:川越市芳野台2丁目8番地19

本 委 託 内 訳 書

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃	式	1			内訳書第1号のとおり
消耗品等	式	1			内訳書第5号のとおり
小 計					
積算原価(年額)	年	1			
委託価格(3年・36箇月)税抜額	年	3			
消費税等相当額					
設計額					

清掃内訳書

P. 2

第2号

上下水道管理センター清掃内訳書

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
日常清掃	式	1			
定期清掃 表面洗浄	回	11			
定期清掃 剥離洗浄	回	1			
特別清掃 ブラインド清掃	回	1			
特別清掃 内側窓ガラス清掃	回	2			
特別清掃 外側窓ガラス清掃	回	2			
特別清掃 網戸清掃	回	2			
特別清掃 照明器具清掃	回	1			
特別清掃 換気口・換気扇	回	1			
計					

月吉汚水中継ポンプ場清掃内訳書

P. 4

第4号

芳野台汚水中継ポンプ場清掃内訳書

[illegible]

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
消耗品費					
薬用泡ハンドソープ	ℓ	40			
ゴミ用ビニール袋	枚	600			
トイレボール	個	48			
玄関マット(大型) 上下水道管理センター(玄関・通用口) サイズ:1.8m×1.5m	枚	48			
玄関マット(普通) 月吉污水中継ポンプ場、芳野台污水中継ポンプ場 サイズ:1.5m×0.9m	枚	24			
雑費	式	1			
計					

上下水道管理センターほか2箇所
清掃業務委託
仕 様 書

令和7年度

川越市上下水道局上下水道管理センター

1. 委託名称

上下水道管理センターほか2箇所清掃業務委託

2. 委託目的

川越市上下水道管理センター、月吉污水中継ポンプ場、及び芳野台污水中継ポンプ場の施設の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸を資するためのものである。

3. 委託対象施設

(1) 上下水道管理センター 川越市大字的場2646番地1

構造：鉄筋コンクリート造

床面積：1階 およそ 630m² 2階 およそ 307m²

窓ガラス面積：およそ 284m² (ブラインド面積：174m²)

(2) 月吉污水中継ポンプ場 川越市大字野田1311番地85

構造：鉄筋コンクリート造

床面積：1階 およそ 140m²

窓ガラス面積：およそ 14m²

(3) 芳野台污水中継ポンプ場 川越市芳野台2丁目8番地19

構造：鉄筋コンクリート造

床面積：1階 およそ 225m² 地下 およそ 505m²

窓ガラス面積：およそ 27m²

4. 契約期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで（3年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

5. 委託料支払い方法

毎月払い

6. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない1箇月分の額を記載すること。

（日常清掃業務及び定期清掃業務、特別清掃業務等すべての費用を含む36箇月分の1箇月に相当する金額を記載すること。）

7. その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結する

ことができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

また、この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

8. 提出書類

受託者は、業務着手前に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) その他、発注者の指定するもの

9. 責任者の選定

受注者は、業務の遂行を図るため業務従事者の中から、責任者を定めておくこと。

10. 清掃従事者の資質及び労務管理

受注者は、発注者の施設ということを十分認識の上、従事者を配属すること。

なお、受注者は清掃従事者の労務管理（労働安全衛生教育含む）には、万全をきずとともに一切の責任を負うこと。

また、清掃従事者の服装に関しては、発注者の承諾した服装とすること。

11. 障害者等の雇用の促進

受注者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（第 5 条）」等に基づき、本委託業務の実施に際して、可能な限り障害者が就労する場の提供に努めること。

ただし、業務委託の仕様上、障害者の雇用が困難な場合はこの限りではない。

12. 清掃作業の内容及び周期等

(1) 上下水道管理センター

別紙「清掃作業基準」のとおりとする。

(2) 月吉汚水中継ポンプ場

(ア) 清掃箇所

1 階通路、控室、電気室、発電機室、窓ガラス、トイレの清掃、建物周辺

(イ) 清掃方法

別紙「清掃作業基準」のとおりとする。

ゴミ箱のゴミ等は、袋詰めにして指定した場所に搬出する。

(3) 芳野台污水中継ポンプ場

(ア) 清掃箇所

1 階通路、控室、電気室、発電機室、操作室、窓ガラス、トイレ、建物周辺
地下階全床面

(イ) 清掃方法

別紙「清掃作業基準」のとおりとする。

ゴミ箱のゴミ等は、袋詰めにして指定した場所に搬出する。

※月吉污水中継ポンプ場及び芳野台污水中継ポンプ場においては、機械設備及び電気設備等にむやみに触れないように注意して作業を行うこと。

1 3. 日常清掃、定期清掃、特別清掃の作業日、時間等

(1) 上下水道管理センター

ア. 日常清掃：月曜日から金曜日

午前8時00分から午後4時30分までの間

ただし、原則「土・日曜日、休日及び12月29日から
1月3日まで」を除く。

イ. 定期清掃：毎月1回 土曜日

午前8時30分から午後5時の間

ウ. 特別清掃：別紙清掃作業基準による 土曜日

午前8時30分から午後5時の間

(2) 月吉污水中継ポンプ場、芳野台污水中継ポンプ場

日常清掃：毎月2回 上下水道管理センターの休業日以外

午前8時30分から午後5時の間

※ 定期清掃、特別清掃の作業日程及び作業時間においては、発注者と協議して調整可能とする。

1 4. 玄関マットについて

玄関マットについては、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 上下水道管理センター本館玄関 | 大型マット1枚、月2回交換 |
| (2) 上下水道管理センター裏側通用口 | 大型マット1枚、月2回交換 |
| (3) 月吉污水中継ポンプ場 | 小型マット1枚、月1回交換 |
| (4) 芳野台污水中継ポンプ場 | 小型マット1枚、月1回交換 |

1 5. 経費等の区分

清掃に使用する清掃用具及び消耗品等は、受注者の負担とする。

- (1) 清掃用具（掃除機、はたき、箒、モップ、ポリシャ、雑巾、ラバーカップ等々）

- (2) 消耗品（洗剤類 1 式、ゴミ袋、トイレボール、ワックス、尿石除去剤、ハンドソープ及びハンドソープ用ボトル等々）

トイレットペーパーについては、発注者負担経費とする。

1 6. 作業報告書の提出

受注者は、各種作業の結果について所定の「委託業務実施報告書」と作業報告書とその都度提出すること。定期清掃の報告書には作業前、作業中、及び作業後の写真を添付すること。

1 7. その他の事項

- (1) 受注者は、業務の遂行にあたり、建物・設備・機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は委託者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (2) 受注者は、委託業務の実施に当たり、発注者と十分な打ち合わせを行ったうえ、その指示に従うこと。
- (3) 受注者は、委託契約が終了する際は、次の受注者が円滑に業務を開始できるよう、十分な引き継ぎを行うこと。
- (4) この仕様書は、本委託業務の概要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。

清掃作業基準

第一章 日常清掃作業基準

1 業務の周期：清掃作業基準別表のとおり

2 業務の内容

(1) 床面の清掃

ア．自在ぼうき・フロアダスター又は真空掃除機により除塵する。

イ．汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。

ウ．カーペット（1階事務室及び2階監視室）と畳（1階休憩室及び2階仮眠室）においては、真空掃除機にて隅々まで吸塵を行う。

エ．湯沸室、洗濯室、脱衣室はモップで水拭きする。

オ．シャワールームは、適正洗剤を用いてブラシ又は床磨き機により洗浄し、水拭きする。

(2) 場所別の清掃（床面以外）

ア．風除室、通用口、ポーチ、スロープ

（ア）フロアマットは真空掃除機で吸塵する。

（イ）扉ガラスにおいて、汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。

（ウ）什器備品及び金属部分について、タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

（エ）スロープの手摺はタオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

イ．ホール、廊下

（ア）扉ガラスにおいて、汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。

（イ）什器備品及び金属部分については、タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

ウ．便所・洗面所

（ア）便所及び洗面所に用いる洗浄パット、タオル、モップ等の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

（イ）ゴミ、汚物容器はゴミ及び汚物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで拭く。

（ウ）扉及び便所面台のへだてについて、汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。

（エ）洗面台・水栓はスポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。

（オ）鏡は適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。

（カ）衛生器具は適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。また、詰まりが見られる場合は清掃業務範囲内で随時復旧させる。なお、ウォシュレットノズルは汚れに応じて適正洗剤で洗浄し、拭き取る。

- (キ) トイレトペーパー、水石鹸等の衛生消耗品の不足がないよう常に補充する。
- (ク) 手摺はタオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

エ. 湯沸室

- (ア) 流し台は、中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く
- (イ) 厨芥を収集し、容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。
- (ウ) 衛生消耗品の不足がないよう常に補充する。

オ. 屋内階段

手摺りは、タオルで乾拭きする。

カ. シャワールーム・脱衣室・洗濯室

- (ア) 壁はスポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
- (イ) 衛生消耗品の不足がないよう常に補充する。

キ. 机（打合せ用、会議用）、テーブル

タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。

ク. 什器、備品

タオルで乾拭きする。

ケ. ゴミの処理・搬出

(ア) 紙くず

設置のくずかご及びシュレッダーから集めた紙くずは、袋詰めにして指定した場所に搬出する。

(イ) ビン・カン・ペットボトル類

分別し、袋詰めにして指定した場所に搬出する。

(ウ) 茶殻・生ごみ入れ

収集容器は脱水容易なものとし、臭気発生なきよう速やかに処理する。
また、容器は中性洗剤で洗浄する。

(3) その他

- ア. 湯沸室、便所等のタオル交換洗濯を行う。
- イ. 仮眠室の敷布洗濯、布団干しを行う。
- ウ. 湯沸し、ポット補充を行う。
- エ. 建屋の蜘蛛巣除去を行う。

(4) 業務従事者は、業務日誌を担当職員に報告し、確認を受けること。

第二章 定期清掃作業基準

1 業務の周期：清掃作業基準別表のとおり

2 業務の内容

(1) 床面（硬質床・弾性床）

ア．表面洗浄

- (ア) 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。
- (イ) 表面の除塵を行う。除塵作業は、日常清掃作業基準により行う。
- (ウ) 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
- (エ) 洗浄用パッド・ブラシを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。
- (オ) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- (カ) 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
- (キ) 樹脂床維持剤を、塗に残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥させる。（樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回とする。なお、硬質床には樹脂床維持剤は塗布しないこと。）
- (ク) 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

イ．剥離洗浄

- (ア) 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。
- (イ) 表面の除塵を行う。除塵作業は、日常清掃作業基準により行う。
- (ウ) 床面に適正に希釈した樹脂床維持剤の剥離剤をむらのないように塗布する。
- (エ) 剥離用パッドを装着した床磨き機で洗浄する。
- (オ) 吸水用真空掃除機または床用スクイジーで汚水を除去する。
- (カ) 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。
- (キ) 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。
- (ク) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- (ケ) 3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。
- (コ) 樹脂床維持剤を、塗に残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥させる。（樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として3回とする）

第三章 特別清掃作業基準

1 業務の周期：清掃作業基準別表のとおり

2 業務の内容

(1) ブラインド

両面を清掃することとし、フラワークリーン等で除塵する。（破損しやすいため丁寧に
行うこと）

(2) 窓ガラス

窓ガラス内側・外側の清掃において、次の作業を行う。

ア. ガラス面に、水または適正に希釈した適正洗剤を塗布し、汚れを分解して、窓用
スクイジー又はタオル等で汚水を除去する。

イ. ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。

ウ. ガラス回りサッシに付着した汚水を拭き取る。

(3) 網戸

窓枠からはずし、水または適正洗剤により汚れを落とし、汚水を除去する。

(4) 照明器具

蛍光管、反射板、カバー等の汚れを除去する。

(5) 換気口、換気扇

換気口及び換気扇の下の床面及び備品等を養生したうえで、除塵する。

清掃作業基準別表

作業対象 場所区分	日常清掃													定期清掃		特別清掃				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	1	2	3	4	5	
	床面清掃	扉ガラス・ドア拭き	金属部分拭き	フロアマット除塵	什器・備品除塵	手摺等拭き	机・テーブル拭き	鏡磨き	洗面台清掃	衛生陶器清掃	消耗品の補充	流し台清掃	ごみの処理・搬出	床面洗浄	剥離洗浄	窓ガラス清掃	網戸清掃	照明器具	換気口・換気扇・空調の吹出し口	
作業対象 場所区分	ポーチ・スロープ	1	1	1		週/1												年/1		
	風除室	1	週/1	1	1	適								月/1		年/2		年/1		
	1階ホール・廊下	1		1			1							月/1		年/2		年/1		
	通用口	1	週/1		1	適								月/1		年/2		年/1		
	階段	1				週/1								月/1		年/2		年/1		
	事務室	1	週/1				1						1	月/1		年/2		年/1	年/1	
	資料室	1	適													年/2		年/1	年/1	
	洗濯室	1	適											年/11	年/1	年/2		年/1	年/1	
	脱衣室・シャワー室	1												月/1		年/2		年/1	年/1	
	洗面所・便所	1	適								適			年/11	年/1	年/2		年/1	年/1	
	男子更衣室1	1	適					1	1	1				年/11	年/1	年/2	年/2	年/1	年/1	
	男子更衣室2	1	適											年/11	年/1	年/2	年/2	年/1	年/1	
	女子更衣室	1	適											年/11	年/1	年/2	年/2	年/1	年/1	
	1階湯沸室・踏込	1				適					適	1	1	年/11	年/1			年/1	年/1	
	休憩室	1					1									年/2	年/2	年/1	年/1	
	女子便所	1	適					1	1	1	適			年/11	年/1	年/2	年/2	年/1	年/1	
	男子便所	1	適			1		1	1	1	適			年/11	年/1	年/2	年/2	年/1	年/1	
	多目的便所	1	適			1								年/11	年/1			年/1	年/1	
	機材庫	1	適													年/2	年/2	年/1	年/1	
	書庫	1	適													年/2	年/2	年/1	年/1	
ミーティングルーム	1	適					1						年/11	年/1	年/2		年/1	年/1		
会議室	1	適					1						年/11	年/1	年/2	年/2	年/1	年/1		
2階湯沸室	1										適	1		年/11	年/1	年/2	年/1	年/1		
2階便所	1	適				1		1	1	適			年/11	年/1	年/2		年/1	年/1		
仮眠室	1						1								年/2	年/2	年/1	年/1		
監視室	1	適					1						月/1		年/2	年/2	年/1	年/1		
2階ホール	1											1	月/1		年/2	年/2	年/1	年/1		
バルコニー等建物廻り	適														年/2		年/1	年/1		

※ 数字は、1＝1日に1回 週/1＝1週に1回 適＝適宜 月/1＝1月に1回 年/1＝1年に1回 年/2＝1年に2回（半年に1回） 年/4＝1年に4回（3箇月に1回） 年/11＝1年に11回（1箇月に1回×11）を示す。

床面積表

(単位：㎡)

場所	材質	1階	2階	計	備考
風除室	磁器質タイル	8.66		8.66	
1階ホール・廊下	磁器質タイル	126.96		126.96	
通用口（内部）	磁器質タイル	7.91		7.91	
事務室	繊維床	239.30		239.30	OAフロア
資料室	弾性床	23.72		23.72	
洗濯室	弾性床	22.00		22.00	
脱衣室・シャワー室	弾性床	16.99		16.99	
洗面所・便所	弾性床	6.83		6.83	
男子更衣室1	弾性床	14.77		14.77	
男子更衣室2	弾性床	14.77		14.77	
女子更衣室	弾性床	9.13		9.13	
1階湯沸室・踏込	弾性床	12.44		12.44	
休憩室	畳	29.40		29.40	
女子便所	弾性床	13.67		13.67	
男子便所	弾性床	14.54		14.54	
多目的便所	弾性床	5.52		5.52	
機材庫	弾性床	10.67		10.67	
書庫	弾性床	17.59		17.59	
ミーティングルーム	弾性床	15.86		15.86	
階段	ナラフローリング	18.80	16.42	35.22	
会議室	弾性床		91.80	91.80	
2階湯沸室	弾性床		7.98	7.98	
2階便所	弾性床		9.78	9.78	
仮眠室	畳		12.43	12.43	
監視室	繊維床		129.95	129.95	OAフロア
2階ホール	ナラフローリング		38.64	38.64	
小計		629.53	307.00	—	
合計				936.53	

窓 ガ ラ ス 面 積 表

(単位：m²)

場所	1 階	2 階	計	備考
風除室	21.9		21.9	
1 階ホール・廊下	33.9		33.9	
通用口 (内部)	4.0		4.0	
事務室	111.7		111.7	
資料室	2.2		2.2	
洗濯室	1.8		1.8	
脱衣室・シャワー室	1.7		1.7	
洗面所・便所	1.7		1.7	網戸あり (1箇所)
男子更衣室 1	1.7		1.7	網戸あり (1箇所)
男子更衣室 2	1.7		1.7	網戸あり (1箇所)
女子更衣室	1.7		1.7	網戸あり (1箇所)
休憩室	7.0		7.0	網戸あり (3箇所)
女子便所	1.7		1.7	網戸あり (1箇所)
男子便所	1.7		1.7	網戸あり (1箇所)
機材庫	1.7		1.7	網戸あり (1箇所)
ミーティングルーム	7.3		7.3	
階段	25.4		25.4	
会議室		19.2	19.2	
2 階湯沸室		1.0	1.0	
2 階便所		1.0	1.0	
仮眠室		2.7	2.7	網戸あり (1箇所)
監視室		23.4	23.4	
2 階ホール		7.8	7.8	
小計	228.8	55.1	—	
合計			284	

ブ ラ イ ン ド 面 積 表

(単位：m²)

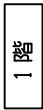
場所	1 階	2 階	計
事務室	102.15		102.15
脱衣室・シャワー室	1.76		1.76
洗面所・便所	1.76		1.76
男子更衣室 1	1.76		1.76
男子更衣室 2	1.76		1.76
女子更衣室	1.76		1.76
休憩室	5.07		5.07
ミーティングルーム	7.77		7.77
会議室		22.1	22.08
監視室		28.1	28.12
小計	123.79	50.20	—
合計 (両面)			347.98

照 明 器 具 設 置 数

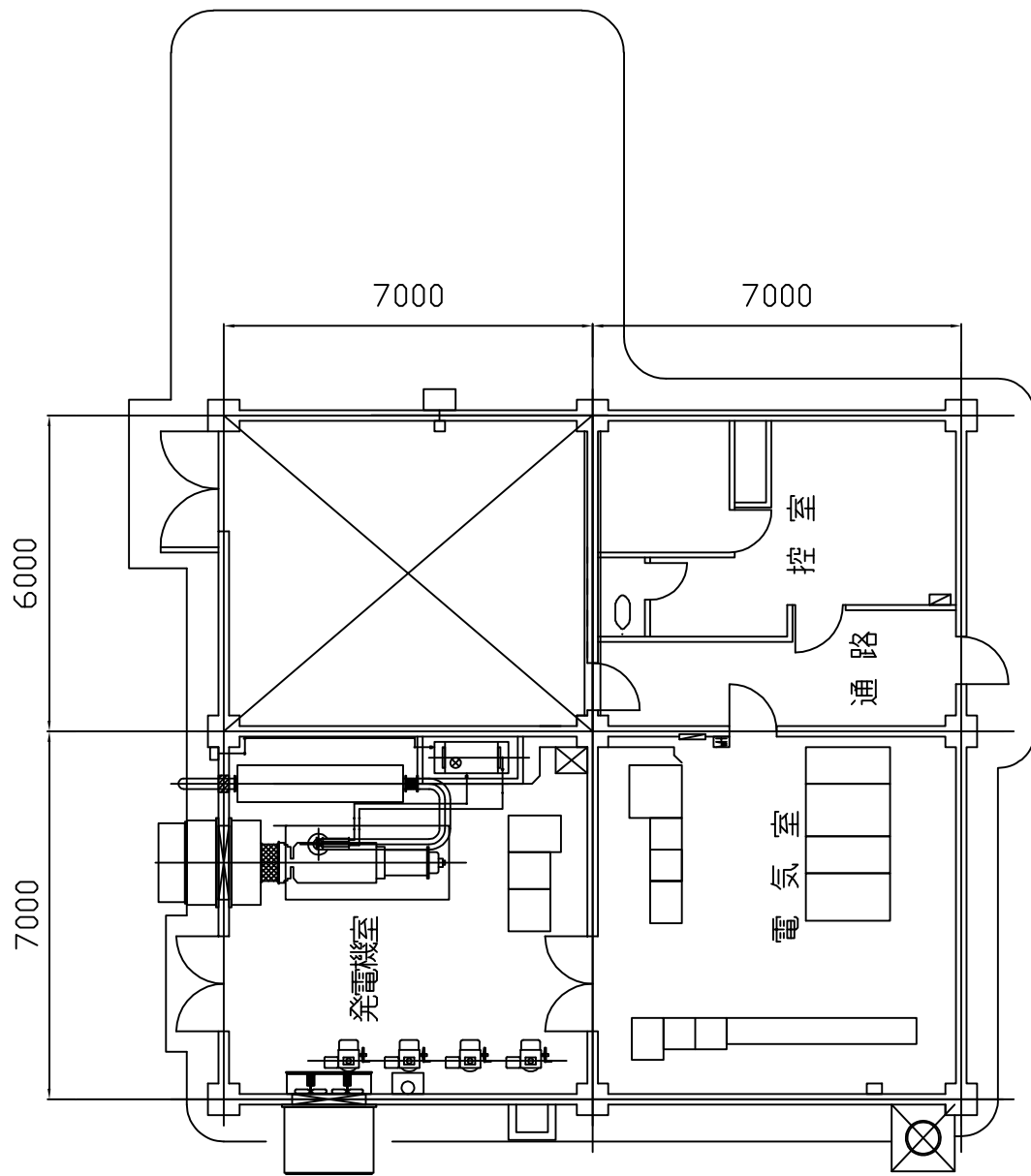
規格・灯数 場所		18W	20W	24W	32W		40W	42W	65W	70W	計	備考	
		1灯	1灯	1灯	1灯	2灯	1灯	1灯	1灯	1灯		カバー	
												有	無
1階	風除室							4			4	4	
	1 階ホール・廊下				29						29		29
	事務室					34					34	34	
	資料室					3					3		3
	洗濯室				3						3		3
	脱衣室・シャワー室				5		3				8	4	4
	洗面所・便所		1		2						3	1	2
	男子更衣室 1				2						2		2
	男子更衣室 2				2						2		2
	女子更衣室				2						2		2
	1 階湯沸室・踏込	1			1						2		2
	休憩室					4					4	4	
	女子便所		1		2						3	1	2
	男子便所		1		2						3	1	2
	多目的便所				1						1	1	
	機材庫		1		2						3	1	2
	書庫					2					2		2
	ミーティングルーム					2					2		2
	階段			3							3	3	
	ポーチ・通用口（外）							8			8	8	
2階	会議室				2	12					14	12	2
	2 階湯沸室				2						2		2
	2 階便所		1		3						4	1	3
	仮眠室									1	1	1	
	監視室					12					12	12	
	2 階ホール				8						8		8
合計		1	5	3	68	69	3	12	0	1	162	88	74
灯数合計		1	5	3	68	138	3	12	0	1	231		

換 気 扇 等 数 量 表

場所		天井埋込 換気扇	壁付標準 換気扇	レンジフード ファン	全熱交換型換気扇	空調機 吹出し口	合計
					吸排気グリル		
1階	事務室				4	8	12
	資料室	1					1
	洗濯室	1					1
	脱衣室・シャワー室	4					4
	洗面所・便所	1					1
	男子更衣室 1	1					1
	男子更衣室 2	1					1
	女子更衣室	1					1
	1階湯沸室・踏込			1			1
	休憩室	2					2
	女子便所	1					1
	男子便所	1					1
	多目的便所	1					1
	機材庫	1					1
	書庫	1					1
	ミーティングルーム	1					1
2階	会議室	2					2
	2階湯沸室	1					1
	2階便所	1					1
	仮眠室	1					1
	監視室	2	1				3
合計		25	1	1	4	8	39



施設名	上下水道管理センタ～
図面名称	1階平面図



1 階

施設名	月吉汚水中継ポンプ場
図面名称	1階平面図

